

資材価格等の急激な高騰に伴う沼津市建設工事 請負契約約款第 26 条第 5 項の運用マニュアル改定について

令和 5 年 1 月 5 日

本市発注工事に関する沼津市建設工事請負契約約款第 26 条第 5 項（単品スライド条項）について、平成 20 年 10 月に定めた本市運用マニュアルに則り運用してきましたが、最近の資材価格の急激な高騰等を踏まえ、令和 4 年度において国土交通省及び静岡県がその運用を変更したことに伴い、本市運用マニュアルについても改定しましたのでお知らせします。

1 主な改定内容

【これまでの運用マニュアル】

工事材料の価格増加分について、工事材料の「実際の購入価格」（受注者が提出）と「購入した月の物価資料の単価」を比較し、安い方の単価を用いて請負代金額を変更する。

【新たな運用マニュアル】

- (1) 資材価格が日々上昇する状況であり、物価資料に反映されるまでにタイムラグがあることを考慮し、購入価格が適当な金額であることを証明する書類（実購入先を含まない2社以上の見積り等）を提出した場合は、「実際の購入価格」の方が「購入した月の物価資料の単価」より高い場合であっても、「実際の購入価格」を用いて請負代金額を変更することを可能とする。
- (2) 加工費用も含めて資材を購入する鋼橋上部工など「実際の購入価格」を示せない場合は、購入時期を証明できれば「購入した月の物価資料の単価」を用いて請負代金額を変更することを可能とする。
- (3) 年度毎に完済部分検査を行う複数年に跨がる維持工事の場合は、各年度末に単品スライド条項を適用することも可能とする。

※ なお、これらの改定に合わせ、県マニュアルに倣った解説文の追加や様式修正等の全面的な改訂を行った。

2 契約変更の条件

残工期が2ヶ月以上あり、かつ、品目ごとの資材価格の変動額が基準額（対象工事金額の1%）を超えた場合

3 適用日

本通知日以降に沼津市建設工事請負契約約款第 26 条第5項に係る請求が行われたものから適用する。

4 相談、問合せ

運用の詳細は、本市マニュアルをご覧ください。また、個別の契約案件については、工事担当監督員または契約検査課契約係にご相談ください。